

○ 農林水産委員会

内閣提出法律案（七件）

番号	名							件
75	56	55	35	29	28	25	原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案	
昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案	農村地域工業導入促進法の一部を改正する法律案	漁業災害補償法の一部を改正する法律案	農用地開発公団法の一部を改正する法律案	森林開発公団法の一部を改正する法律案	漁港法の一部を改正する法律案	農用地開発公団法の一部を改正する法律案	森林開発公団法の一部を改正する法律案	
"	"	"	"	"	衆	参	院議先	
三、五	三、四	三、四	二、五	二、三	二、二	三、二、九	月 日 提出	
(予)三、五	(予)三、四	(予)三、四	(予)二、五	(予)二、三	(予)二、三	三、二、九	付委員会	
可 決 五、四	可 決 五、九	可 決 五、三	可 決 五、〇	可 決 四、三	可 決 三、三	三、三、五	議委員会	
可 決 五、五	可 決 五、〇	可 決 五、三	可 決 五、二	可 決 四、七	可 決 三、三	三、三、〇	議本会議	
三、五	三、四	三、四	二、五	二、三	二、二	三、二、九 (予)	付委員会	
修 正 五、八	可 決 五、二	可 決 四、六	可 決 四、九	可 決 四、三	可 決 三、三	三、三、〇	議委員会	
修 正 五、九	可 決 五、三	可 決 四、六	可 決 四、三	可 決 四、四	可 決 三、五	三、三、二	議本会議	
							備考	

衆議院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者	付月日	予備送本院へ	委員会	参議院
3	漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案	農林水産委員長	(大正三、三、三)	大正三、三、四	大正三、三、五	大正三、三、四
					大正三、三、三	大正三、三、三
					可	可
					決	決

国会の承認を求めるの件（一件）

番号	件名	院議先	提出月日	付委員会	参議院	衆議院
1	漁港法第十七條第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件	衆	大正三、三、三	付委員会	参議院	衆議院
			大正三、三、三	議員会		
			(予)	決議		

原材料の供給事情の変化に即応して行われる水産加工業の施設の改良等に必要な資金の貸付けに関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第二五号）

要旨

本法律案は、最近における外國政府による漁業水域の管

理の強化等に伴う原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化にかんがみ、食用水産加工品の安定的な供給の確保の必要性等を考慮して、現行法の有効期間を昭和六十七年度末まで五年間延長し、その間、農林漁業金融公庫等が一定の要件に該当する水産加工施設の改良、新たな水産加工品の研究開発費等に必要な長期かつ低利の資金の貸し

付けの業務を特別に行うことができる」ととしようとするものである。

しました。

なお、本法律案に対し、四項目にわたる附帯決議を行いました。

なお、本法律案に対し、四項目にわたる附帯決議を行いました。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における外国政府による漁業水域の管理の強化等に伴う原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化にかんがみ、現行法の有効期限を昭和六十七年年度末まで五年間延長する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法改正の基本的な考え方、改正後の水産加工施設資金制度の内容、水産加工施設資金制度が果たしてきた役割、本法を限時立法とする理由、水産加工業を振興するための施策、近海資源の生産の見通し、近海資源を利用した新技术・新製品の開発、新製品の消費を定着、拡大するための施策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑終局の後、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いた

#### 以上、御報告いたします。

#### 漁港法の一部を改正する法律案（閣法第二八号）

##### 要旨

本法律案は、水産業をめぐる情勢の変化に対応した漁港の整備を図るため、漁港施設の追加等を行うとともに、水産業協同組合が行う漁港施設等の整備に対し、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法に定める資金の貸し付けを行うことができる」ととしようとするものである。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました二案件につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、漁港法改正案は、水産業をめぐる情勢の変化に対応した漁港の整備を図るため、漁港施設の追加等を行おう

とするものであります。

次に、漁港整備計画変更承認案件は、昭和五十七年第九十六回国会において承認を受けた漁港整備計画について、その後における水産業を取り巻く諸情勢の著しい変化等に即応して、その全部を変更することとしたので、国会の承認を求めようとするものであります。

次に、漁協合併助成法改正案は、漁協の合併の促進を図る必要性がなお存続している実情にかんがみ、昭和五十九年度末をもって期限切れとなっている合併及び事業経営計画の認定制度の適用期間を昭和六十七年度末まで復活延長しようとするものであります。

委員会におきましては、三案件を一括して議題とし、審査を行いました。

質疑の主な内容は、三案件の基本的な考え方、漁港をめぐる諸情勢の変化、漁港の整備の立ちおくれ状況、漁港の整備に要する予算の確保、密接に関連する事業の推進、漁協合併の実績等でありますが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑を終局しましたところ、漁港法改正案について、日本共産党を代表して諫山委員より修正案が提出されました。

続いて、三案件及び修正案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して内藤委員より、漁港法改正案について修正案に賛成し原案に反対する旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、まず、修正案は賛成少数をもって否決され、漁港法改正案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、順次採決の結果、漁港整備計画変更承認案件は全会一致をもって承認すべきものと決定し、漁協合併助成法改正案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、漁港法改正案及び漁港整備計画変更承認案件に対し、五項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

#### 森林開発公団法の一部を改正する法律案（閣法第二十九号）

##### 要旨

本法律案は、林業生産基盤の整備の促進等を図るため、森林開発公団が、日本電信電話株式会社の株式の売払収入

の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法に定める措置を活用して、林道の開設等及びこれに要する資金の貸し付けの業務を行うことができる」ととするものである。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、林業生産基盤の整備の促進等を図るため、森林開発公団が、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法に定める措置を活用して、林道の開設等及びこれに要する資金の貸し付けの業務を行うことができる」ととするものであります。

委員会におきましては、林業の諸情勢に対する認識、林野関係公共事業の事業量の維持拡大、山村地域の振興と林業労働力の確保、森林におけるリゾート開発のあり方、森林開発公団の現状と将来の見通し、NTT資金Aタイプ事業の性格と公共事業実施のあり方、特定森林総合利用基盤整備プロジェクトの内容、NTT資金供給の見通し等につ

いて質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して諫山委員より反対である旨の発言がありました。討論終局の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

#### 要旨

##### 農用地開発公団法の一部を改正する法律案（閣法第三五号）

本法律案は、最近における農業及びこれをめぐる諸情勢の推移にかんがみ、農業生産基盤の整備を急速に図ることが必要かつ効果的と認められる農業地域内において、農用地及び土地改良施設の整備等を総合的かつ集中的に実施するとともに、自然条件の特殊性に起因して農業生産を著しく阻害する障害が生じている農業地域内において、その障害を除去するために必要な特定の土地改良施設の整備を急速に実施することにより、農業の生産性の向上と農業構造の改善に資することを目的とし、所要の改正を行おうとす

るものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の題名を「農用地整備公団法」に改めるとともに、

公団の名称を「農用地整備公団」に改めることとする。

二、公団の業務としては、農畜産物の濃密生産団地の建設の業務に加え、農用地の改良または保全のために必要な区画整理等の事業と土地改良施設の新設または改良の事業とを一体として総合的かつ集中的に行う業務及び農業生産を著しく阻害する障害を除去するために必要な特定の農業用排水施設の新設または改良の事業を急速かつ計画的に行う業務に変更することとする。

三、公団の新たな業務の実施については、都道府県から区域を特定して事業実施の申し出があつた場合に農林水産大臣が事業実施方針を定め、これを公団に指示することとし、これに基づいて公団は、事業実施計画を作成し、事業参加資格者の同意、農林水産大臣の許可等の手続を経て、事業を行うこととする。

四、公団の新たな業務のうち農業生産基盤整備関係の業務に要する費用については、公団は、その一部を都道府県に負担させることができることとする。

五、公団は、現行の農畜産物の濃密生産団地の建設に関する

業務については、継続中のもの及び調査中のものに限り実施することができる」ととするほか、海外農業開発に関する調査等の業務については、従来どおり実施することとする。

六、公団は、当分の間、日本電信電話株式会社の株式の売払収入を原資とする収益回収型の無利子貸付制度を活用して、土地改良施設の整備等に関する業務を行うことができることとする。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における農業及びこれをめぐる諸情勢にかんがみ、農用地開発公団を農用地整備公団に改組し、現行の農畜産物の濃密生産団地の建設の業務に加え、農用地の整備及び保全を主体とした新たな事業実施方式を創設する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、公団をめぐる諸情勢の変化、公団の果たしてきた役割、行革審答申の指摘と制度改革の関係、公団の実施する新事業の内容と見通し、現行事業の今

後のあり方、公団職員の身分の安定、入植農家の経営状況、公団が実施するN T Tプロジェクトの内容等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して諫山委員より反対である旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し四項目にわたる附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

#### 漁業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）

##### 要旨

本法律案は、最近における中小漁業者の漁業事情等の推移に即応して、漁業共済事業の健全かつ円滑な運営を確保することを目的とするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

##### 一、漁獲共済についての改正

漁業協同組合の組合員である中小漁業者の相当部分が漁獲共済に関する規約を定めた場合には、その漁業協同組合が共済契約を締結することができるようになりますとともに、継続申し込み特約による長期共済の制度において、一定の要件に該当する場合には、契約割合を引き上げることができることとする。また、経営事情及び共済事故の発生の態様に照らして特例を定める必要があるものとして政令で定める特定の種類の漁業について、共済責任期間中の漁獲数量が基準漁獲数量を上回った場合には共済金を減額することとする。

二、漁業共済組合連合会による漁業再共済事業及び政府による漁業共済保険事業についての改正

最近における共済事故の態様等にかんがみ、漁業共済組合連合会の再共済金額及び政府の保険金額の算定方法を改めることとする。

##### 三、特定養殖共済の本格実施

昭和四十九年以来試験的に実施してきた養殖業についての生産金額の減少等をてん補する特定養殖共済を本格的に実施するために必要な措置を定めることとする。

## 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における中小漁業者の漁業事情等の推移に即応して漁業共済事業の健全かつ円滑な運営を図るため、漁業協同組合の組合員である中小漁業者が漁獲共済に関する規約を定めた場合には、その漁業協同組合が共済契約を締結することができるようにするために必要な措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、漁業共済制度の位置づけと改正案の基本的考え方、加入率低迷の原因と加入促進対策としての漁協契約方式導入の効果、漁業共済事業推進体制のあり方、基準漁獲数量方式導入の理由と運営方針、漁業共済団体等が抱える累積赤字の現状と対策、のり特定養殖共済の本格実施に伴う問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑終局の後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、九項目にわたる附帯決議を行い

ました。

以上、御報告いたします。

## 農村地域工業導入促進法の一部を改正する法律案（閣法第五六号）

### 要旨

本法律案は、最近における農業をめぐる情勢その他の社会経済情勢の推移に対処して、農業地域において農業従事者の他産業分野への就業機会の確保をより強力に促進することを目的とするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、農村地域への導入を促進する業種の拡大

農村地域への導入対象業種として、現行の工業のほかに、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業を加えるとともに、法律の題名を「農村地域工業等導入促進法」に改めることとする。

二、広域の見地から都道府県が行う実施計画の制度の創設都道府県が実施計画を定めることができの場合を拡大し、工業等の導入の進んでいない複数の市町村の区域に

おいて広域的見地からその導入を促進するための計画を定めることとします。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、最近における農業をめぐる情勢その他の社会経済情勢の推移にかんがみ、工業に加え、新たに道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業についてその農村地域への導入を積極的かつ計画的に促進するための措置を講ずるとともに、広域の見地から農村地域への工業等の導入を促進するための制度を整備する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、農村地域への工業導入の実績、農村雇用及び農業構造改善に及ぼした影響、社会資本整備対策、新対象業種の今後の見通し、円高の導入企業に及ぼす影響等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。

質疑終局の後、採決の結果、本法律案は全会一致をもつ

て原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し六項目にわたる附帯決議を行いました。

#### 以上、御報告いたします。

昭和六十二年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七五号）

#### 要旨

本法律案は、農林漁業団体職員共済組合法の年金について、厚生年金及び国民年金における措置に準じ、昭和六十一年の消費者物価指数に対する昭和六十二年の消費者物価指数の比率を基準として、昭和六十三年四月分以後の年金の額を改定することを主な内容としている。

なお、衆議院において、施行期日を「昭和六十三年四月一日」から「公布の日」に改める修正がなされている。

#### 委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会

における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、昭和六十三年度における農林漁業団体職員共済組合法の年金の額について、昭和六十一年の消費者物価の対前年上昇率を基準として、引き上げを行おうとするものであります。

委員会におきましては、今回の改正の基本的考え方と今後のあり方、公的年金一元化の方向、年金財政の将来見通し等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願います。  
質疑終局の後、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

漁業協同組合合併助成法の一部を改正する法律案（衆第三号）

#### 要旨

本法律案は、漁業協同組合の合併の促進を図る必要性がなお存続している実情に鑑み、昭和六十一年三月三十一日をもつて期限切れとなつている合併及び事業経営計画の認定制度の適用期間を昭和六十八年三月三十一日まで復活

延長し、認定を受けて合併した漁業協同組合には、従前の例にならない、課税の特例措置等を講じようとするものである。

#### 委員長報告

一一五ページ参照

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件（閣承認第一号）

#### 要旨

本件は、昭和五十七年第九十六回国会において承認を受けた漁港整備計画について、その後における水産業を取り巻く諸情勢の著しい変化等に即応して、これを変更する必要があるため、漁港法第十七条第三項の規定に基づき、その全部を変更し、昭和六十三年度以降六年間に四百九十港の漁港を対象として漁港修築事業を実施することとしたので、同条同項の規定により、国会の承認を求めようとするものである。

委員長報告

一一五。八。一。シ参照